三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十九年六月三十日
農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　三重県津市美杉町川上字西古屋敷二二五、二七一から二七七まで、字竹田二七八から二八一まで、二八一の一、二八二、二八二の一、二八三から二八七まで、二八七の一、二八八
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十九年六月三十日
農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　群馬県みどり市東町沢入一一八、一一五八の一、一三〇二、一三〇四、東町花輪一六六〇の一から一六六〇の四まで、一六六一から一六六三まで、東町小中一〇六二
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　立木の伐採に係る伐採種は、定めない。
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
保安林の所在場所　群馬県みどり市大間々町小平丙二四一六、丁二四一六、乙二四一七の一、乙二四一七の二、二四一八の三、乙二四一八の二、二四二〇、甲二四二一、乙二四二一、甲二四二三、乙二四二三、甲二四二四、甲二四二五、乙二四二五、丙二四二五、二四二六の一、乙二四二六、甲二四二七、乙二四二七、二四二八の一、二四二八の三、乙二四二八、乙二四二九の一、丁二四二九、乙二四三〇、乙二四三一、甲二四三二、乙二四三二、乙二四三三、乙二四三四、甲二四三五、乙二四三五、二四三六の二、甲二四三六、二四三七の一、乙二四四〇、二四四一の三、甲二四四一、二四四二の二、甲二四四三の一、甲二四四五、乙二四四五、二四四六、二四四七の一、乙二四四七、二四四八、甲二四五二、乙二四五二、二四五六の一、二四五六の二、甲二四五七、乙二四五七、甲二四六五、甲二四六六、乙二四六六の一、乙二四六六の二、二四六八の二、二四六八の五、乙二四六八の二、二四七〇の二、二四七〇の三、甲二四七〇、二四七一の一、二四七一の二、甲二四七一、二四七四の一、甲二四七四の二、乙二四七四、二四七五、二四七六の一、乙二四七六、甲二四七八、乙二四七八、甲二四七九、乙二四七九、二四八〇の一、乙二四八〇、二四八一、甲二四八二、乙二四八二、二四八三の一、乙二四八三、甲二四八四、乙二四八四、二四八五、二四八六、二四八七の一、二四八七の二、二四八八、二四八九の一、二四九二、甲二四九三、乙二四九三、二四九四の一、甲二四九五、乙二四九五、二四九六の二から二四九六の四まで、甲二四九六、二四九七、甲二四九九、乙二四九九、乙二五〇〇、甲二五〇七の一、甲二五〇七の二、甲二五〇八、二五〇九、甲二五一〇、乙二五一〇、乙二五一一、二五一三、二五一四の一、二五一四の二、二五一五、甲二五一六、二五一八の一、二五一八の二、乙二五二一、二五二二の一、二五二二の二、北群馬郡吉岡町大字上野田字笹塚二八五六の一
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字笹塚二八五六の一
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁並びにみどり市役所及び吉岡町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十九年六月三十日
農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　群馬県渋川市伊香保町伊香保字大日向五二一の一、北群馬郡榛東村大字上野原字吾妻山二の一（次の図の示す部分に限る。）、大字山子田字光石二二六七の一、二二六八、二二七一の五、字峯林二七〇二の六、二七〇三の五から二七〇三の七まで、二七〇五の二、利根郡みなかみ町下津字諏訪三三八九、三三九五
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字吾妻山二の一、字光石二二六七の一、二二六八、二二七一の五、字峯林二七〇二の六、二七〇三の五から二七〇三の七まで、二七〇五の二、字諏訪三三八九、三三九五
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁並びに渋川市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十九年六月三十日
農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　群馬県渋川市伊香保町湯中子字蛇嶽九九一の二四（次の図に示す部分に限る。）、みどり市大間々町塩原一六二一、一六二三から一六二七まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字蛇嶽九九一の二四（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。